

やまぐちくらし

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活知っつく情報

注目!

令和5年6月5日
—第60号—

インターネット通販の注意点



※「ストップ! 悪質商法 安心・安全ガイドブック」より

なりすましECサイトに注意!

・正規のEC(電子商取引)サイトの商号やデザイン、商品写真等を無断でコピーしたサイトを作り、代金支払後も購入者へ商品を送らなかったり、偽ブランド品を送付したりするサイト等による被害が発生しています。表示URLが購入希望のサイトのURLと一致しているか確認しましょう。

事例

代金を支払ったのに注文した商品が届かない。問い合わせようとしたが、業者と連絡が取れない。

アドバイス

- 購入前に所在地や連絡先、他の利用者の評価など事業者の情報を自分で調べて確認しましょう。
- サイト内に不自然な日本語表記がないかよく確認しましょう。
- 一般に流通している価格より、大幅に安く販売されている場合、商品が模倣品の可能性があります。



不安に思った場合は、すぐに最寄りの消費生活センターに相談!

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

お知らせ

令和5年度学生消費者リーダー 募集中！

山口県消費生活センターでは、職員と一緒に若者の消費者被害防止のために活動する「学生消費者リーダー」（ボランティア）を募集しています。

活動内容の例

- ・ 啓発イベント、出前講座に参加
- ・ 啓発ラジオ番組への出演
- ・ 啓発グッズ、動画等の制作協力



学生消費者リーダーと共同で作成したチラシ

学生消費者リーダーの声

- ・ **他大学の学生や県職員の方と交流できるのが魅力的**
- ・ **自分たちのアイデアが、県の啓発資材としてカタチとなったときは、**すごく達成感があった。
- ・ リーダーとして活動した経験は、**就活の際の自己PR**にも役立った。

Q どうやったら学生消費者リーダーになれるの？

Q 申込はどうやればいいの？



詳しくは、ホームページをご覧ください！
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/manaberu-site-top/14755.html>



消費者ホットライン「188」御案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1

→を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が**分からない**

2

→

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど